

様式第 1 号（特定地域医療提供機関（B 水準）指定申請）

長 浜 病 人 第 106 号
令 和 8 年 7 月 9 日

滋賀県知事 様

開設者住所 〒 1 0 5 - 8 5 2 1

東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 3 号

氏名 日本赤十字社

法人にあつては、名称、代表者の氏名お
よび主たる事務所の所在地

特定地域医療提供機関（B 水準）指定申請書

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条の規定により、別紙のとおり申請する。

別紙（特定地域医療提供機関（B水準）指定申請）

開設者	住所（法人であるときは主たる事務所の所在地）	ふりがな とうきょうとみなとくしばだいもん	
		東京都港区芝大門1丁目1番3号	
	氏名（法人であるときは名称）	ふりがな につぽんせきじゅうじしゃ	
		日本赤十字社	
管理者の氏名		ふりがな くすい たかし	
		楠井 隆	
病院または診療所の名称		ふりがな ながはませきじゅうじびょういん	
		長浜赤十字病院	
病院または診療所の所在の場所		ふりがな しがけんながはましみやまえちょう	
		〒526－8585 滋賀県長浜市宮前町14番7号 電話番号 0749－63－2111	
医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容（該当する番号を○で囲むこと。）		① 救急医療 2 居宅等における医療 ③ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	
添付書類		① 医師労働時間短縮計画（案） ② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類（別添1（様式第1号関係）、対象医療機関に該当することを証する書類） ③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類（医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書） ④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類（様式第5号（誓約書）） ⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類（医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書）	

別添 1 (様式第 1 号関係)

医療法第 113 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類

1. 業務内容 (該当する内容に○をつけること。)

1 号	○	三次救急			
		二次救急 <table border="0"> <tr> <td>救急車の受入件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>時間外・夜間・休日入院患者数</td> <td>件</td> </tr> </table> ※ 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の件数を記載し、申請時点における最新の病床機能報告の報告内容と同様にすること。	救急車の受入件数	件	時間外・夜間・休日入院患者数
救急車の受入件数	件				
時間外・夜間・休日入院患者数	件				
2 号		居宅等における医療 (36 協定に記載する予定の具体的な業務内容を記載すること)			
3 号	○	地域において当該病院または診療所以外で提供することが困難な医療 (36 協定に記載する予定の具体的な業務内容を記載すること) 整形外科：救急・重篤・入院患者等に対する診察、検査、診断、処置、手術への対応 産婦人科：周産期医療に係る救急・入院患者等に対する診察、検査、診断、処置、手術への対応			

2. 当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由

(当該業務による症例件数等の実績件数を含め、具体的な内容を記載すること。)

当院は、救命救急センターとして、年間 4,609 件の救急車を受け入れている。整形外科においては緊急手術が必要となる症例が多く、時間内・時間外に限らず手術を実施している。休日や夜間の呼び出し、時間外にまたがる手術なども多く、通常業務や病棟業務等が後回しになり時間外が増加する傾向にある。

当院は地域周産期母子医療センターとして、湖北・湖東地域を中心とした地域の中核的施設であり、産婦人科においては、年間 591 件の分娩を行っており、昼夜問わず分娩対応や呼び出しが多い。また、近隣地域より母体搬送等も多く、年間 357 件救急受診があり、救命救急センターでの対応、入院に係る対応等により、時間外労働が長時間となる傾向がある。(上記数値については令和 7 年度実績)

問合せ先

担当部署・氏名	人事課・井上博之
連絡先電話番号	0749-63-2111
連絡先メールアドレス	jinji@nagahama.jrc.or.jp

令和 9 年度 長浜赤十字病院 医師労働時間短縮計画

計画期間

令和 8 年 4 月～令和 11 年 3 月末

対象医師

整形外科医師 (8 名 (A:2 名/B:6 名))

産婦人科医師 (9 名 (A:3 名/B:6 名))

1. 労働時間と組織管理

(1) 労働時間数

整形外科医師 (8 名 (B:6 名))

年間の時間外・休日労働時間数	令和 7 年度実績 (7 名)	令和 9 年度目標	計画期間終了年 度の目標
平均	1009 時間 17 分	870 時間	800 時間
最長	1260 時間 13 分	1100 時間	960 時間
960 時間超～1,860 時間の人数・割合	5 人・71.4%	1 人・14%	0 人・0%
1,860 時間超の人数・割合	0 人・0%	0 人・0%	0 人・0%

産婦人科医師 (9 名 (B:6 名))

年間の時間外・休日労働時間数	令和 7 年度実績 (4 名)	令和 9 年度目標	計画期間終了年 度の目標
平均	946 時間 23 分	800 時間	800 時間
最長	1144 時間 46 分	980 時間	960 時間
960 時間超～1,860 時間の人数・割合	2 人・50.0%	1 人・17%	0 人・0%
1,860 時間超の人数・割合	0 人・0%	0 人・0%	0 人・0%

(2) 労務管理・健康管理

【労働時間管理方法】

令和 7 年度の取組実績	・ 勤怠管理システムによる自己申告 (バーコードによる出退勤記録と時間外・休日労働申請との乖離警告あり) ・ 時間外・休日労働の申請手続きの周知 ・ 医師の自己申告により副業・兼業先の労
--------------	---

	働時間を把握するシステムを導入
令和 9 年度 of 取組目標	・ 前年度に引き続き時間外・休日労働時間数について、医師は本人分を月 1 回、診療部長は所属医師分を月 2 回確認するよう労務管理者から通知し、月間合計が 80 時間以上となる医師については注意喚起を行う ・ 兼業についても月 2 回確認を行い、本人によるシステム入力を徹底する
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

【宿日直許可の有無を踏まえた時間管理】

令和 7 年度 of 取組実績	(産婦人科については宿日直業務なし 休日・夜間はすべてオンコールで対応) ・ 宿日直許可のある宿日直と許可の無い宿日直を分けて管理する
令和 9 年度 of 取組目標	・ 宿日直許可に基づき適切に管理する
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

【医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等】

令和 7 年度 of 取組実績	・ 自己研鑽入力可能なシステムの導入 ・ 労働時間該当性を明確にするための現在の手続きを周知する
令和 9 年度 of 取組目標	・ 自己研鑽の申請を徹底する ・ 自己研鑽を行う環境を整備する
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

【労使の話し合い、36 協定の締結】

令和 7 年度 of 取組実績	・ 過半数代表者と協議・締結し、届け出た 36 協定を院内ポータルに掲載 ・ 36 協定を年 1 回実態に即して見直す ・ 36 協定の締結に関して、医師（特に B 水準医師）から意見をくみ取る。
令和 9 年度 of 取組目標	・ 上記事項に取り組む。 ・ 36 協定の限度時間を超えないよう、時間外が多い職員を人事課で定期的に確認し、所属長に時間外抑制の通知を行う。

計画期間終了年度の取組目標	同上
---------------	----

【衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制】

令和 7 年度の取組実績	・安全衛生委員会を月 1 回開催する ・上記委員会で長時間労働職員の状況共有や対策等を検討する ・健康診断を法律に基づき実施する ・時間外・休日労働が月 80 時間を超えた医師に対し、産業医による面接指導勧奨を通知、100 時間以上の医師については面談の実施
令和 9 年度の取組目標	・健康診断受診率を 100%にする（未受診者へ再受診の声かけ徹底。） ・時間外・休日労働が月 80 時間を超えた医師および所属長に対し、時間外労働削減への取組を促す
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

【追加的健康確保措置の実施】

令 7 年度の取組実績	・連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息について、システムを運用 ・当直明けの翌日の勤務免除が可能となる制度を策定し、周知した（変更前は半日勤務）。
令和 9 年度の取組目標	・連続勤務時間制限、勤務間インターバル確保及び代償休息確保を可能とする勤務体制とし、対象医師への面接指導を漏れなく実施する ・当直明け勤務の免除について周知し、使用の促進を図る。
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

（3）意識改革・啓発

【管理者マネジメント研修】

令和 7 年度の取組実績	・国等が実施する病院長向けの研修会に病院長が参加 ・各所属長等向けに労務管理に関するマネジメント研修を年 1 回開催し受講を促す
--------------	---

令和 9 年度の取組目標	・ 管理職向けにトップマネジメント研修の受講を促す
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

(4) 策定プロセス

各職種（医師、看護師、放射線技師、検査技師、薬剤師、栄養士、事務）で構成される医療従事者等負担軽減促進委員会を開催し、この計画の検討を行い策定した。案の段階で、対象医師やタスク・シフト先となる各部門への聞き取りを行い、策定後には当該計画を全職員に周知している。

2. 労働時間短縮に向けた取組

(1) タスク・シフト／シェア

【看護師】

計画策定時点での取組実績	・ 特定行為（38 行為 21 区分）のうち 28 行為 18 区分を研修終了看護師が一部実施 ・ 事前に取り決めたプロトコールに基づく薬剤の投与、採血・検査の実施 ・ 血管造影・画像下治療（IVR）の介助 ・ 注射、採血、静脈路の確保 ・ 皮下埋め込み式 CV ポートの穿刺、手術時、手術部位（創部）の消毒、ドレーピング、胃瘻・ED チューブの抜去、ドレッシング抜去、尿道カテーテル留置、軟膏処置、光線両方の開始・中止について看護師が実施 ・ 診察前の情報収集
令和 9 年度 of 取組目標	・ 特定行為を行う看護師を増加させる
計画期間終了年度の取組目標	同上

【助産師】

計画策定時点での取組実績	助産師外来の実施
令和 9 年度 of 取組目標	上記事項に取り組む
計画期間終了年度の取組目標	同上

【薬剤師】

計画策定時点での取組実績	・ 周術期における薬学的管理 ・ 病棟における薬学的管理 ・ 事前に取り決めたプロトコールに沿って行う処方された薬剤の投与量の変更 ・ 薬物療法に関する説明 ・ 医師への処方提案等の処方支援 ・ 薬の効果・副作用状況の把握、服薬指導の実施
令和 9 年度取組目標	院外保険薬局からの疑義照会にかかる医師の業務負担減
計画期間終了年度取組目標	上記事項に取り組む

【診療放射線技師】

計画策定時点での取組実績	・ 日本診療放射線技師会タスク・シフト／シェアに関する厚生労働大臣指定研修（基礎研修・実技研修）について 26 名修了 ・ 撮影部位の確認及び検査オーダーの代行入力 ・ 画像誘導放射線治療（IGRT）における画像の一次照合 ・ 放射線造影検査時の造影剤注入装置の操作、投与終了後の抜針及び止血 ・ 放射線検査等に関する説明、同意書の受領 ・ 放射線管理区域内での患者誘導 ・ 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為 ・ 静脈路に造影剤注入装置を接続する際に静脈路を確保する行為
令和 9 年度取組目標	・ 積極的なオーダー入力代行 ・ 静脈穿刺が行える技師を増やす
計画期間終了年度取組目標	上記事項に取り組む

【臨床検査技師】

計画策定時点での取組実績	・日本臨床検査技師会タスク・シフト／シェアに関する厚生労働大臣指定講習の基礎講習について 23 名修了 ・心臓・血管カテーテル検査、治療における直接侵襲を伴わない検査装置の操作 ・負荷心電図検査等における生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などの確認 ・持続陽圧呼吸療法導入の際に行う陽圧的聖域を測定する検査の実施 ・検査にかかる薬剤を準備して、患者に服用してもらう行為 ・外来における採血行為 ・血液製剤の洗浄・分割 ・救急救命処置の場における補助行為の実施 ・超音波検査 ・体性感覚誘発電位検査 ・細胞診や超音波検査の検査所見の記載 ・病理診断における手術検体等の切り出し ・画像解析システムの操作等
令和 9 年度 of 取組目標	検査部による未検査項目の確認と中止の実施徹底。
計画期間終了年度の取組目標	同上

【臨床工学技師】

計画策定時点での取組実績	・日本臨床工学技師会タスク・シフト／シェアに関する厚生労働大臣指定講習の基礎講習について 9 名終了 ・心臓・血管カテーテル検査・治療時に使用する生命維持管理装置の操作 ・人工呼吸器の設定変更 ・人工呼吸器装着中の患者に対する喀痰等の吸引 ・人工心肺を施行中の患者の血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更・全身麻酔
--------------	--

	装置の操作 ・人工呼吸器装着中の患者に対する動脈留置カテーテルからの採血 ・血液浄化装置を操作して行う血液、補液及び薬剤の投与量の設定及び変更 ・手術室や病棟等における医療機器の管理 ・各種手術等において術者に器材や医療材料を手渡す行為 ・血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去 ・カテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作
令和9年度の実行目標	・上記事項に取り組む
計画期間終了年度の実行目標	同上

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】

計画策定時点での実施実績	・リハビリテーションに関する各種書類の記載・説明・書類交付 ・作業療法を実施するに当たっての運動、感覚、高次脳機能、ADL等の評価 ・侵襲性を伴わない嚥下検査 ・嚥下訓練・摂食機能療法における患者の嚥下状態等に応じた食物形態等の選択 ・高次脳機能障害、失語症、言語発達障害、発達障害等の評価に必要な臨床心理・神経心理学検査種目の実施
令和9年度の実行目標	上記事項に取り組む
計画期間終了年度の実行目標	同上

【救急救命士】

計画策定時点での実施実績	・病院救急車による患者搬送の際の患者観察 ・救急外来等での診療経過の記録 ・救急外来での救急患者受け入れ要請の電話対応
--------------	---

	・ 病院内での患者移送 ・ 救急外来の重度傷病者の救急救命活動 ・ 院内研修会（BLS 等）の講師 ・ 救命センター内の患者統計業務
令和 9 年度の実行目標	上記事項に取り組む
計画期間終了年度の実行目標	同上

【医師事務作業補助者】

計画策定時点での実行実績	・ 診断書等の文書作成補助 ・ 診療記録への代行入力 ・ 医療の質の向上に資する事務作業 ・ 入院時の案内等の病棟における患者対応業務
令和 9 年度の実行目標	医師満足度調査の実施
計画期間終了年度の実行目標	同上

（２）医師の業務の見直し

計画策定時点での実行実績	・ 外来の機能分化（紹介・逆紹介の活性化） ・ 総合診療科の設置 ・ 当直明けの勤務負担の軽減（救命救急センター当直明けの勤務免除） ・ 病状説明の勤務時間内実施 ・ 予定手術前日の当直の回避 ・ クリニカルパス・地域連携パスの活用
令和 9 年度の実行目標	・ 外来の機能分化の推進 ・ 医師事務作業補助者の活用推進 ・ カンファレンスの勤務時間内実施および所要時間の短縮 ・ 予定手術前日の当直回避の推進 ・ 電子カルテ更新に伴う、入力時間の削減を検討
計画期間終了年度の実行目標	上記事項に取り組む

（３）その他の勤務環境改善

計画策定時点での実行実績	・ CT 装置、MRI 装置、内視鏡手術支援ロボット（ダヴィンチ）の更新 ・ 病児保育利用時の助成金支給
--------------	---

	・ 育児短時間勤務制度の利用
令和 9 年度 of 取組目標	・ 血管造影撮影装置、血液ガス分析装置の更新予定。 ・ その他、上記事項に取り組む。
計画期間終了年度の取組目標	・ 長時間労働医師の宿日直免除 ・ 問診票の電子化

(4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

計画策定時点での取組実績	・ 副業・兼業届の導入による副業・兼業把握 ・ 月 1 回の自己申告により副業・兼業先の労働時間を把握する（システム導入）
令和 9 年度 of 取組目標	・ 副業・兼業先の労働時間を含めた勤務計画を作成する ・ 人事課より医師に対し、定期的なシステム入力をメール等で依頼する。
計画期間終了年度の取組目標	上記事項に取り組む

様式第 5 号（誓約書）

誓 約 書

当長浜赤十字病院は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条第 3 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 8 年 7 月 9 日

住所（または所在地） 滋賀県長浜市宮前町 1 4 番 7 号

医療機関名および代表者名 長浜赤十字病院
院長 楠井 隆

2026年6月4日

評価結果報告書

長浜赤十字病院 病院長

殿

医療機関勤務環境評価センター

代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間管理に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制の整備がなされている。
労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けた取組が望まれる。